

小値賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 2,239	千円 4,118,211	千円 149,563	千円 621,122	% 15.1	% 15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
4年度	人 62	千円 180,435	千円 32,220	千円 66,739	千円 278,394

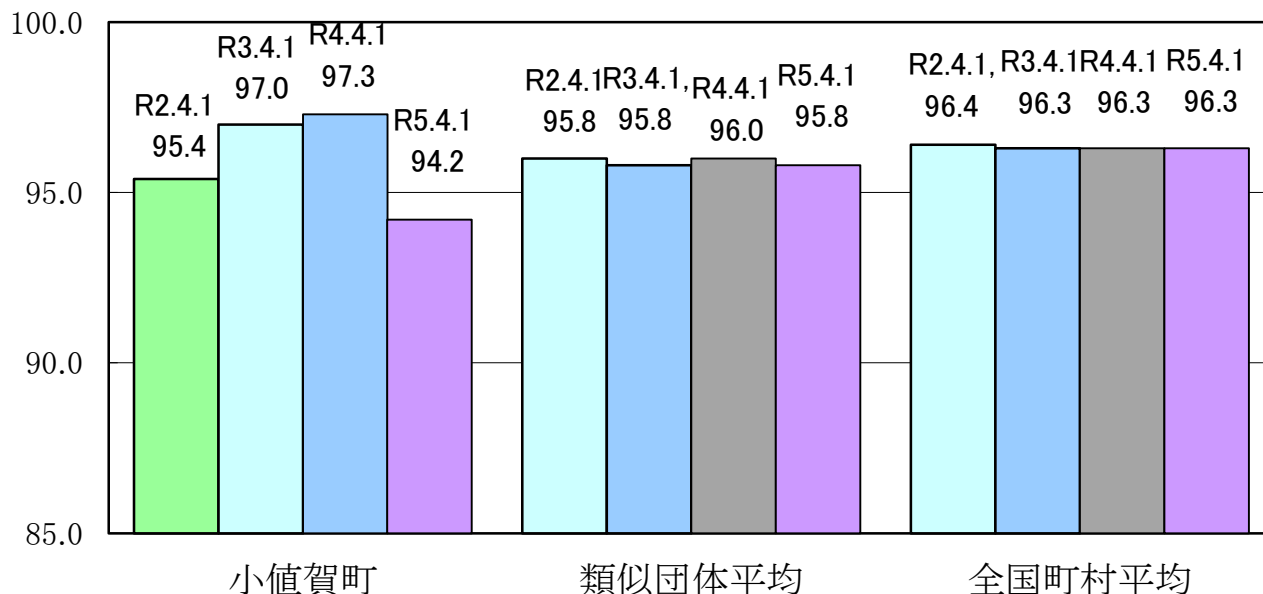
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)町村類 型平均一人当 たり給与費
千円 4,491	千円 5,353

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。当町では引下げ率が高くなる上位給の職員が少ないため、国の平均引き上げ率よりも低くなる。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当については、国と同様の支給条件で金額が異なる。単身赴任手当は支給なし。
（国 6,000円 当町 課長級 4,000円 班長級 3,000円）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小値賀町	41.3歳	277,200円	318,283円	295,423円
長崎県	43.3歳	317,068円	388,483円	350,163円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	40.9歳	259,989円	349,665円	325,035円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小値賀町	38.6 歳	3	228,600 円	267,700 円	242,467 円	廃棄物処理業	47.3 歳	318,000 円	0.84
長崎県	54.0 歳	114	335,761 円	379,701 円	356,574 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2	282,289 円	310,111 円	297,740 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
小値賀町	3,819,604 円	4,321,100 円	0.88

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータをしている。(令和元年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分		小値賀町	長崎県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	185,200円	185,200円
	高校卒	154,600円	154,600円	154,600円
技能労務職	高校卒	140,000円	152,000円	—
	中学卒	—	137,950円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和5年4月1日現在)

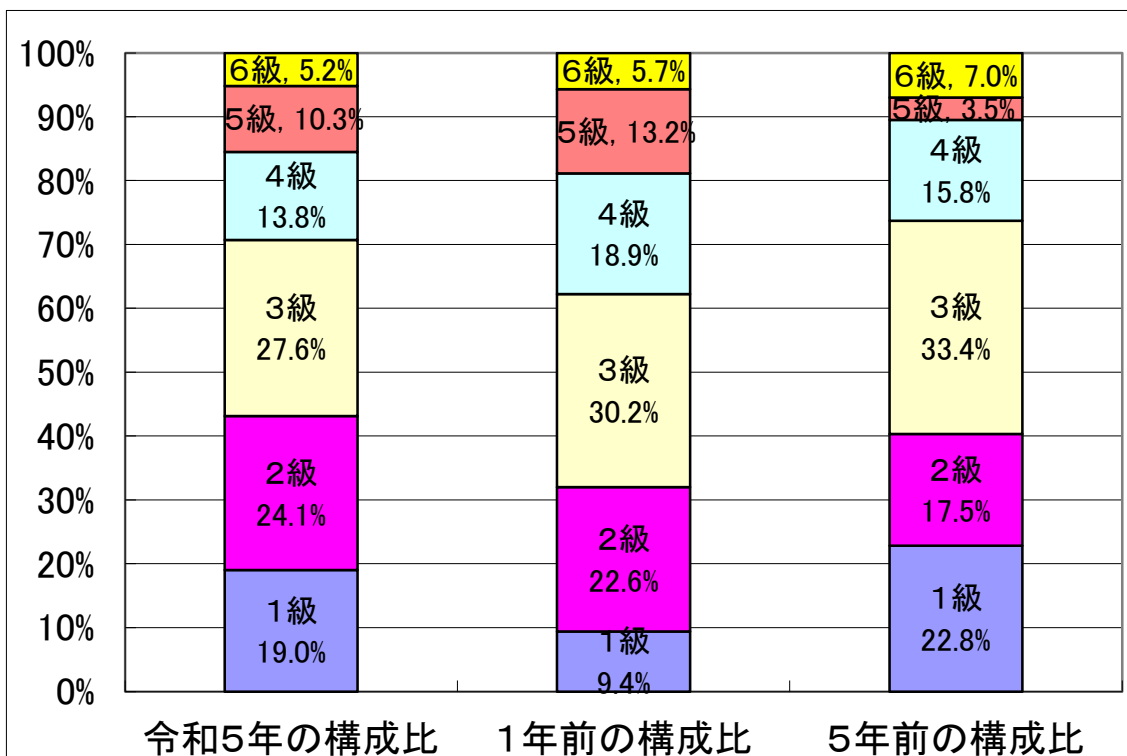
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	230,300円	300,300円	351,300円	381,700円
技能労務職	高校卒	203,600円	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

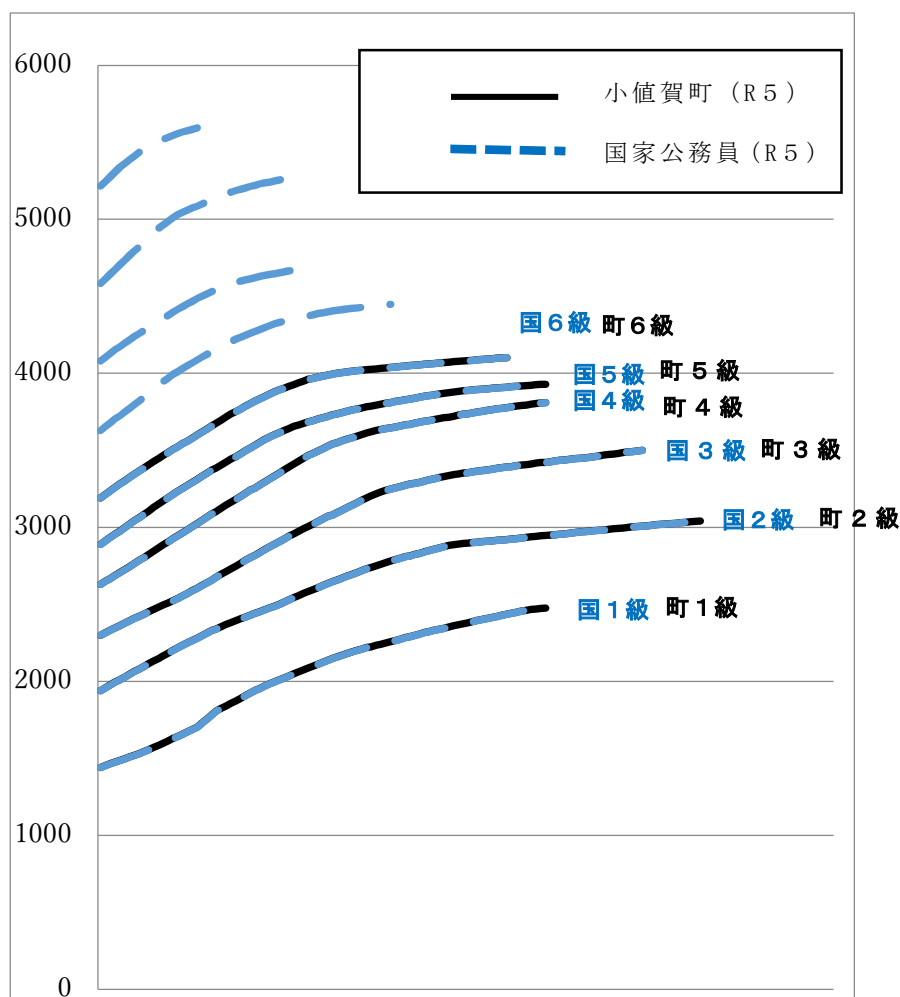
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳		職制上の段階		
				職名	人	人	%	段階
1級	1 主事、技師、保育士、教諭(中級職員)の職務 2 主事補、技師補、教諭(初級係員)の職務	11	19.0%	主事	2	11	19.0%	主事補級
				主事補	6			
				保育教諭	3			
				計	11			
2級	主事、技師、保育士、教諭(上級職員)の職務	14	24.1%	主事	11	14	24.1%	主事級
				技師	1			
				保育教諭	2			
				計	14			
3級	係長、主任、主査の職務	16	27.6%	係長	15	16	27.6%	係長級
				主査	1			
				計	16			
4級	班長、こども園長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、診療所事務長、空港管理事務所長、理事、会計管理者、福祉事務所長の職務	8	13.8%	班長	7	8	13.8%	班長級
				農業委員会事務局長	1			
				計	8			
5級	課長、こども園長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、診療所事務長、空港管理事務所長、理事、会計管理者、福祉事務所長、獣医師の職務	6	10.3%	課長	3	6	10.3%	課長級
				議会事務局長	1			
				教育次長	1			
				獣医師	1			
				計	6			
6級	課長、こども園長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、診療所事務長、空港管理事務所長、理事、会計管理者、福祉事務所長の職務	3	5.2%	課長	1	3	5.2%	課長級
				会計管理者	1			
				福祉事務所長	1			
				計	3			
合計		58	100.0%					

- (注) 1 小値賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小値賀町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小値賀	長崎県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,259 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,534 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.0月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小値賀町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）		○	○
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

小値賀町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
17,605千円		2,940千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		1,506千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		376,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		7.5%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
潜水作業手当		潜水作業	6千円	日額 1,000円
滞納処分手当			0千円	日額 500円
防疫等作業手当			0千円	日額 1,000円
行路病（死） 人取扱手当			0千円	1件につき 1,000円
獣医師手当	獣医師	獣医業務	1,500千円	月額200,000円以内

(4) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	12,504千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	368千円
支給実績（3年度決算）	12,511千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	278千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ		8,823千円	252,085円
住居手当	借家又は仮間に居住し家賃を払っている職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 (家賃月額－27,000円)×1/2+11,000円 (最高28,000円)	同じ		2,061千円	121,235円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・1ヶ月あたりの運賃相当額（最高55,000円） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～	同じ		350千円	23,333円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円	同じ		6,565千円	364,722円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務	同じ		411千円	22,833円

	した場合に支給 1回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円				
--	---	--	--	--	--

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	598,000 円	() 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	495,000 円		846,800円 / 528,000円	677,700円 / 478,000円
報 酬	議 長	255,000 円	() 円	318,000円 / 203,000円	
	副 議 長	198,000 円	() 円	300,000円 / 130,000円	
	議 員	180,000 円	() 円	251,000円 / 109,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(4年度支給割合) 3.30 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.30 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 区 町 村 長	598千円×500/100×4年	1,196万円	任期毎	
	備 考	495千円×300/100×4年	594万円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

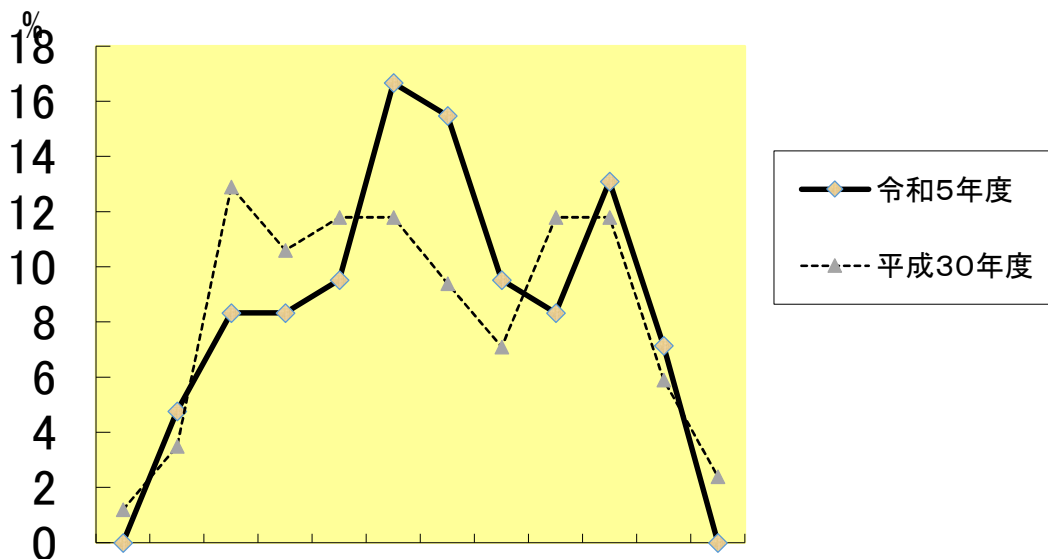
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
			令和5年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員補充による職員増+1	
		総務	12	11	1		
		税務	3	3	0		
		農林水産	9	9	0		
		商工	3	3	0		
		土木民生	3	3	0		
	衛生	衛生	11	6	5	幼保連携型認定こども園の職員について、主たる業務の実態から判断し、保育士に計上(教育より+5)	
		計	10	10	0		
			計	53	47	6	<参考> 人口1万当たり職員数 236.7人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 人)
		教育部門		9	14	-5	教育から民生に変更
	消防部門		0	0	0		
	小計		62	61	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 276.9人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 人)	
公営企業事業等部門	病院		15	15	0		
	水道		1	1	0		
	下水道		1	1	0		
	交通		5	5	0		
	その他		2	2	0		
	小計		24	24	0		
合計			86	85	1	<参考> 人口1万当たり職員数 384人	
			[105]	[105]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	5人	9人	8人	10人	13人	7人	7人	13人	5人	2人	86人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
一般行政	53	49	49	47	47	62	9(17.0%)
教育	9	11	13	12	14	0	△9(100%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(%)
普通会計計	62	60	62	59	61	62	0(%)
公営企業等会計計	23	24	25	25	24	24	1(4.3%)
総合計	85	84	87	84	85	86	1(1.18%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 62,379	千円 3,832	千円 15,967	% 25.60	% 35.77

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 2	千円 7,535	千円 937	千円 2,961	千円 11,433	千円 5,717	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	45.0歳	359,880円	483,235円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（4年度） 1,480 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1.438 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度）	199千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	199千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 父母及び孫等 6,500円 ・ 16歳～22歳までの子1人につき5,000円加算 	同じ		438千円	219,000円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・ 月額27,000円を超える家賃 (家賃月額－27,000円) ×1/2+11,000円 (最高28,000円) 	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月あたりの運賃相当額(最高55,000円) ・ 交通用具利用者距離に応じて2,000円～ 	同じ		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長級 40,000円 ・ 班長級 25,000円 	同じ		300千円	300,000円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給1回の勤務につき <ul style="list-style-type: none"> ・ 課長級 4,000円 ・ 班長級 3,000円 	同じ		3千円	3,000円

(2) 下水水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 81,775	千円 11,361	千円 4,456	% 5.45	% 8.15

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	人 1	千円 2,222	千円 392	千円 789	千円 3,403	千円 3,403	千円 6,585

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	29.8歳	191,700円	257,605円
団体平均	43.8歳	381,530円	542,953円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（4年度） 789 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1.399 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度）	392千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	392千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 父母及び孫等 6,500円 ・ 16歳～22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ		0千円	0円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 ・ 月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・ 月額27,000円を超える家賃 (家賃月額－27,000円)×1/2+11,000円 (最高28,000円)	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・ 1ヶ月あたりの運賃相当額(最高55,000円) ・ 交通用具利用者距離に応じて2,000円～	同じ		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ	同じ		0千円	0円

	る職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円				
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給1回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円	同じ		0千円	0円

(3) 渡船事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める職員給与費比率
4年度	千円 62,171	千円 8,264	千円 44,967	% 25.60	% 72.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	人 5	千円 18,284	千円 1,528	千円 6,985	千円 26,797	千円 5,359	千円 6,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	51.4歳	327,547円	443,971円
団体平均	49.4歳	311,615円	506,653円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（4年度） 1,397 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,268 千円
（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0月分 （1.35）月分 （0.95）月分	4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 2.0月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度）	732千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	244千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円	同じ		609千円	202,833円

	・ 16歳～22歳までの子 1人につき5,000円加算				
住居手当	借家又は仮間に居住し、 家賃を払っている職員に 支給 ・ 月額27,000円以下の家 賃 家賃月額－16,000円 ・ 月額27,000円を超える 家賃 (家賃月額－27,000円) ×1/2+11,000円 (最高28,000円)	同じ		48千円	48,000円
通勤手当	通勤のため交通機関や自 動車等を利用し、通勤距 離が片道2km以上の職員に 支給 ・ 1ヶ月あたりの運賃相 当額(最高55,000円) ・ 交通用具利用者距離に 応じて2,000円～	同じ		24千円	24,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る職員のうち、町長が任 命権者と協議して指定す るものについて、その特 殊性に基き支給 ・ 課長級 40,000円 ・ 班長級 25,000円	同じ		300千円	300,000円
管理職特別勤 務手当	管理又は監督の地位にあ る職員が臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営 の必要により勤務を要し ない日に勤務した場合に 支給1回の勤務につき ・ 課長級 4,000円 ・ 班長級 3,000円	同じ		0千円	0円

(4) 国民健康保険診療所事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 1,043,086	千円 37,532	千円 104,537	% 10.02	% 19.37

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	人 15	千円 64,355	千円 16,076	千円 23,006	千円 103,437	千円 6,896	千円 7,159

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	44.8歳	420,410円	540,524円
団 体 平 均	43.1歳	329,692円	591,002円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（4年度） 1,441 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,418 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	4年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			7,653千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			695,727円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			73.33%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間看護手当	看護師・准看護師	夜間看護業務	4,453千円	日額7,300円
看護業務時間 外往診手当	看護師・准看護師	看護業務	0千円	1件につき 1,000円
放射線取扱業 務手当	放射線技師	放射線の照射作 業	0千円	月額50,000円
医師手当	医師	診療業務	3,200千円	月額400,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度）	732千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	244千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行 政職の 制度と 異なる 内容	支給実績 （4度決算）	支給職員1人当た り平均支給年額 （4度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ		1,614千円	269,000円
住居手当	借家又は仮間に居住し、 家賃を払っている職員に 支給 ・月額27,000円以下の家 賃 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える 家賃	同じ		347,400千円	173,700円

	(家賃月額 - 27,000円) ×1/2 + 11,000円 (最高28,000円)				
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・1ヶ月あたりの運賃相当額(最高55,000円) ・交通用具利用者距離に応じて2,000円～	同じ		98千円	19,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円	同じ		1,080千円	360,000円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給1回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円	同じ		19千円	9,500円